

債務整理報酬規定

(2007.12.1施行)
司法書士法人なのはな法務事務所

債務整理を依頼されるお客様へ

- 当事務所では、次のとおりの報酬規定を設けております。下記は全て消費税込み金額です。
- 依頼される事件の具体的な報酬額については、担当司法書士にご確認ください。
- なお、下記金額には、裁判所に納付する印紙・郵券代等の実費は含まれていませんのでご注意ください。

I 破産事件 (自己破産を申し立てる場合)

摘要	単価	備考
基本報酬	126,000 円	夫婦など同居の親族について2人目からは、94,500円。
債権者割報酬	5,250 円	債権者1社ごとに基本報酬に加算して頂きます。
管財事件取扱報酬	52,500 円	管財人選任事件の場合に頂きます。
困難事件取扱報酬	31,500 円	特別な調査や書類の作成を要する場合に頂きます。

II 民事再生事件 (民事再生を申し立てる場合)

摘要	単価	備考
基本報酬	189,000 円	夫婦など同居の親族について2人目からは、157,500円。
債権者割報酬	5,250 円	債権者1社ごとに基本報酬に加算して頂きます。
給与所得者等再生取扱報酬	10,500 円	給与所得者等再生事件の場合に頂きます。
住宅特則付再生取扱報酬	31,500 円	住宅ローン特則付再生事件の場合に頂きます。
困難事件取扱報酬	31,500 円	特別な調査や書類の作成を要する場合に頂きます。

III 任意整理事件 (借金の分割返済をする場合)

摘要	単価	備考
基本報酬	31,500 円	夫婦など同居の親族について2人目からは、21,000円。
債権者割報酬	15,750 円	債権者(完済している会社を除く。)1社ごとに基本報酬に加算して頂きます。 ただし、債権者割報酬の上限は、18,900円とします。
過払金返還成功報酬	※ 別紙規定のとおり	任意整理の結果、過払金の返還に成功した場合には、別紙規定による報酬を頂きます。
困難事件取扱報酬	31,500 円	特別な調査や書類の作成を要する場合に頂きます。

IV ヤミ金(違法貸付業者)対応事件 (ヤミ金対応を依頼する場合)

摘要	単価	備考
基本報酬	21,000 円	夫婦など同居の親族について2人目からは、10,500円。
債権者割報酬	5,250 円	債権者1社ごとに基本報酬に加算して頂きます。
困難事件取扱報酬	31,500 円	特別な調査や書類の作成を要する場合に頂きます。

V 報酬を増額させて頂く場合 (ご注意ください)

- (1) 会社経営者、個人事業主の方、並びに多数の不動産を所有する方の場合等の大規模な債務整理事件については、上記による報酬額に加えて、52,500円以上の報酬を頂くことがあります。
- (2) 債務整理手続に必要な書類の作成に協力頂けない場合や、予約頂いた面談日時を繰り返しキャンセルされる場合には、上記による報酬額に加えて、31,500円以上の報酬を頂くことがあります。

～ たとえば (具体的に計算してみると) ～

- (1) 債権者5社で自己破産を申し立てるケースでは、
基本報酬 12,600円 + 債権者割 26,250円(5,250円×5社) = 152,250円 となります。
- (2) 債権者5社で、住宅特則付きの民事再生を申し立てるケースでは、
基本報酬 189,000円 + 債権者割 26,250円(5,250円×5社) + 住宅特則付再生取扱報酬 31,500円 = 246,750円 となります。
- (3) 債権者3社で、任意整理をするケースでは、
基本報酬 31,500円 + 債権者割 47,250円(15,750円×3社) = 78,750円となります。
また、任意整理の結果、過払金の返還に成功した場合には、別途過払金返還成功報酬を頂きます。